いきいきホームみんなの樹　同意書（確認事項）

●退去に関する内容

1　重度な医療行為が必要な場合

・身体状態の悪化から、医療的な対応が必要な状況（長期の点滴治療、褥瘡等の治療が、長期的に必要な場合等）

＊但し、１週間程度の点滴加療の場合は除く。

2　食事摂取が、経口摂取が困難になった場合

・食事において、経口摂取が困難になり、胃ろう、鼻腔からの食事摂取が必要な場合

3　徘徊等があり、常に目が離せない場合

・常に目が離せなく、離園等が頻回にみられた場合

4　他の入居者への迷惑行為

・暴力、暴言、大声で奇声を発するなど、他の入居者や職員等に危害を及ぼす場合

・あるいは、及ぼす恐れが非常に高く、通常の介護方法では防止することが出来ない場合

5　支払いが遅延した場合

・毎月の利用料が、決められた期間内を過ぎ、支払いがなく、２か月遅延した場合

6　当施設の規則に従えない場合

●入院した場合

1　長期で入院する場合、２か月間の部屋の確保は可能ですが、２か月を超えた場合は、一旦退去となります。

2　入院した場合、退院後の入居継続の場合は、家賃、管理費は請求させて頂きます。

3　入院した場合、水道光熱費、食費、その他に関しては、利用した分の日割り請求となります。

4　入院した場合の、入院手続きや洗濯等においては、家族でお願いします。

●途中退去の取り扱い

1　１か月の途中で退去した場合は、日割り計算となります。

2　月での15日を超えての退去の場合は、１か月の計算（家賃・管理費）となります。

●貴重品、紛失、盗難の保障

１　貴重品、高価なもの等の持ち込みはご遠慮ください。

２　金品等の持ち込みもご遠慮ください。

３　紛失、盗難等があっても当事業所では保証はしかねません。

●食べ物の等の持ち込み

１　基本、食べ物の持ち込みは、一回分で食べる分でお願いします。（部屋には食べ物を置かない。）

２　食べ物を他の利用者にお渡ししたりすることは出来ません。

３　食べ物を腐敗するまで置いてあったりする場合は、ことらで処分させていただきます。

４　来客で面会があり、差し入れ等を持ってこられた場合は、事務所で一旦預からせて頂きます。

●家族の協力

１　当施設は、住宅型有料老人ホームです。利用者様の状況では、家族の付き添いが必要な場合がありますので、その際は、ご協力ください。（常時の見守りが必要な時等）

上記の内容に、同意します。

令和　　年　　月　　日

本人氏名　　㊞

家族氏名　　㊞

（続柄：　　）